

【商品概要説明書】

(令和4年4月1日現在)

商 品 名	新教育カードローン
ご 利 用 いただける方	<p>(1)満18歳以上の方</p> <p>(2)安定継続した収入のある方</p> <p>(3)当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ※当金庫の営業地域：愛媛県全域</p> <p>(4)（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方</p> <p>(5)当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方</p> <p>(6)日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>(7)次のいずれにも該当しない方</p> <p>①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方</p> <p>②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方</p> <p>③延滞債務のある方</p> <p>④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方</p> <p>⑤信用を失墜した方</p> <p>⑥制限行為能力者である方</p> <p>⑦反社会的勢力に該当する方</p> <p>(8)子弟等が学校等に就学中または就学予定である者 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの</p>
お使いみち	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる費用
ご利用形式	当座貸越 専用のローンカードにより貸越極度額ならびに貸越利用期限の範囲内でご利用いただけます（通帳は発行いたしません）
ご融資極度額	50万円以上500万円以内（10万円単位）
ご契約期間	<p>14年9ヶ月以内（1年ごとの自動更新）</p> <p>・うち貸越利用期間～ 4年9ヶ月以内、かつ入試合格・入学予定校決定時（入学月の9ヶ月以内）から卒業予定月の約定返済日まで</p> <p>・うち貸越利用期限後の返済期間～ 貸越利用期限の翌月から10年以内</p> <p>※医学部、薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は16年9ヶ月以内（うち貸越利用期間6年9ヶ月以内）</p> <p>※子弟等が進学（例：高等学校→大学、高等学校→予備校）する際に、引き続き利用を希望される場合は、期間延長の保証条件変更を行うことにより、進学先の卒業予定月の約定返済日まで、引き続きご利用いただけます</p>
ご融資利率	年3.50%（固定金利）
お利息の計算方法	毎日最終残高について付利単価を100円とした1年を365日とする日割計算
ご出金方法	融資金は、専用のローンカードによりATMで出金していただきます
ご返済方法	<p>(1)貸越利用期間中</p> <p>元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月10日に自動引落し）</p>

	<p>元金の任意返済は可能です。</p> <p>(2)貸越利用期限後 元金均等返済（極度スライド方式）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>定例元金返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超150万円以下</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超200万円以下</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超250万円以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超300万円以下</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超350万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>350万円超400万円以下</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>400万円超450万円以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>450万円超500万円以下</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育カードローン証貸への切替も可能です。</p>	極度額	定例元金返済額	50万円以下	6,000円	50万円超100万円以下	10,000円	100万円超150万円以下	14,000円	150万円超200万円以下	18,000円	200万円超250万円以下	22,000円	250万円超300万円以下	26,000円	300万円超350万円以下	30,000円	350万円超400万円以下	34,000円	400万円超450万円以下	38,000円	450万円超500万円以下	42,000円
極度額	定例元金返済額																						
50万円以下	6,000円																						
50万円超100万円以下	10,000円																						
100万円超150万円以下	14,000円																						
150万円超200万円以下	18,000円																						
200万円超250万円以下	22,000円																						
250万円超300万円以下	26,000円																						
300万円超350万円以下	30,000円																						
350万円超400万円以下	34,000円																						
400万円超450万円以下	38,000円																						
450万円超500万円以下	42,000円																						
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。																						
保証料	保証料はご融資金利に含みます。																						
延損害金	年18.25%																						
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1)運転免許証</p> <p>※運転免許証を取得していない方は次のいずれか</p> <p>①個人番号カード（表）</p> <p>②パスポート</p> <p>③顔写真付住民基本台帳カード</p> <p>④健康保険証</p> <p>⑤運転経歴証明書</p> <p>※お申込人が日本国籍以外の方は、上記のほか、さらに次のいずれか</p> <p>①在留カード</p> <p>②特別永住者証明書</p> <p>③外国人登録証明書</p> <p>④住民票抄本（在留資格の記載があるもの）</p> <p>(2)お申込み金額が100万円超の場合は、次のいずれか</p> <p>①市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（所得証明書、住民税決定通知書、住民税納税通知書等）</p> <p>②確定申告書の控（税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付）</p> <p>③源泉徴収票</p> <p>④年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳（前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの）</p> <p>※給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合は給与明細書</p> <p>(3)就学確認書類</p> <p>①合格通知</p> <p>②在学証明書</p> <p>③学生証等</p>																						

	(4)ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届け印をお持ちください。）
そ の 他 ご留意事項	<p>(1)ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2)お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両者の加盟する個人信用情報機関および同機関が連携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録される場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3)審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>(1)苦情処理措置</p> <p>①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-7000）にお申し出ください。</p> <p>②当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825）でもお申し出を受け付けています。</p> <p>(2)紛争解決措置</p> <p>①愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>